

機密性 2

令和 7 年 5 月 2 9 日開催

調停委員協議会机上配布資料目録

- 1 調停委員協議会日程
- 2 令和 7 年度調停委員協議会協議員等名簿
- 3 令和 7 年度調停委員協議会協議問題
- 4 民事局長説明
- 5 家庭局長説明
- 6 令和 6 年度調停事件統計資料
- 7 令和 6 年度調停委員協議会机上配布資料（統計資料）についてのお詫びと訂正

調 停 委 員 協 議 会 日 程

時 刻	項 目
10:30	開会告知 事務総長挨拶
10:40	協議（民事調停関係）
）	協議事項 1 民事調停におけるウェブ会議の利用状況並びにウェブ会議の活用を踏まえた民事調停の質及び利便性向上に向けた工夫等 協議事項 2 民事調停の利用を促進する広報活動
12:00	休憩
）	
13:30	協議（家事調停関係）
）	協議事項 1 期日間隔短縮に向けた取組の更なる推進と調停委員が果たすべき役割
14:40	休憩
）	
14:55	協議（家事調停関係）
）	協議事項 2 改正家族法施行前の調停運営において留意すべき事項及び施行に向けた準備の在り方
16:10	閉会告知

令和7年度調停委員協議会協議員等名簿

1 協議員

東京地方裁判所	民事調停委員	入澤武久
東京家庭裁判所	家事調停委員	平野茂
横浜地方裁判所	民事調停委員	安達信
横浜家庭裁判所	家事調停委員	清水圭一
さいたま地方裁判所	民事調停委員	菅純一
さいたま家庭裁判所	家事調停委員	牧野丘
千葉地方裁判所	民事調停委員	中上川久哉
千葉家庭裁判所	家事調停委員	茂木良徳
水戸地方裁判所	民事調停委員	富澤誠
水戸家庭裁判所	家事調停委員	五島裕輔
宇都宮地方裁判所	民事調停委員	平野浩視
宇都宮家庭裁判所	家事調停委員	若挾昌稔
前橋地方裁判所	民事調停委員	高木祥充
前橋家庭裁判所	家事調停委員	橋爪健
静岡地方裁判所	民事調停委員	榛葉隆雄
甲府地方裁判所	民事調停委員	村松滝夫
甲府家庭裁判所	家事調停委員	近藤利明
長野地方裁判所	民事調停委員	高橋聖明
長野家庭裁判所	家事調停委員	木下伸二
新潟地方裁判所	民事調停委員	菊池弘之
新潟家庭裁判所	家事調停委員	田村明子
大阪地方裁判所	民事調停委員	山下郁夫
大阪家庭裁判所	家事調停委員	神谷尚孝

京都地方裁判所	民事調停委員	谷山智光
京都家庭裁判所	家事調停委員	拾井央雄
神戸地方裁判所	民事調停委員	泰地昭男
神戸家庭裁判所	家事調停委員	亘賢子
奈良家庭裁判所	家事調停委員	金丸早智子
大津地方裁判所	民事調停委員	三宅純也
大津家庭裁判所	家事調停委員	梅下浩也
和歌山地方裁判所	民事調停委員	多部美穂
和歌山家庭裁判所	家事調停委員	小原智津
名古屋地方裁判所	民事調停委員	小池公一
名古屋家庭裁判所	家事調停委員	竹内裕詞
津地方裁判所	民事調停委員	梅村啓之
津家庭裁判所	家事調停委員	濱口昇
岐阜地方裁判所	民事調停委員	和田恵
岐阜家庭裁判所	家事調停委員	今尾大祐
福井地方裁判所	民事調停委員	海道宏実
金沢地方裁判所	民事調停委員	喜田一二
金沢家庭裁判所	家事調停委員	吉村和正
富山地方裁判所	民事調停委員	青島明生
広島地方裁判所	民事調停委員	井上道
広島家庭裁判所	家事調停委員	前川秀雅
山口地方裁判所	民事調停委員	小林直樹
山口家庭裁判所	家事調停委員	岡本栄
岡山地方裁判所	民事調停委員	室紀子
岡山家庭裁判所	家事調停委員	奥田哲也
鳥取地方裁判所	民事調停委員	中西康裕

鳥取家庭裁判所	家事調停委員	石田節子
松江地方裁判所	民事調停委員	熱田雅夫
福岡地方裁判所	民事調停委員	田口直樹
福岡家庭裁判所	家事調停委員	廣重良二
佐賀地方裁判所	民事調停委員	鯉川美加
佐賀家庭裁判所	家事調停委員	吉川千鶴子
長崎地方裁判所	民事調停委員	生田昭人
長崎家庭裁判所	家事調停委員	板倉ひとみ
大分地方裁判所	民事調停委員	寺司憲生
大分家庭裁判所	家事調停委員	渡邊範幸
熊本地方裁判所	民事調停委員	池田忠次
熊本家庭裁判所	家事調停委員	津田利信
鹿児島地方裁判所	民事調停委員	小園和人
鹿児島家庭裁判所	家事調停委員	河野剛晴
宮崎地方裁判所	民事調停委員	毛利朋美
宮崎家庭裁判所	家事調停委員	中島多津雄
那覇地方裁判所	民事調停委員	平良卓也
那覇家庭裁判所	家事調停委員	川見園子
仙台地方裁判所	民事調停委員	中井川英
仙台家庭裁判所	家事調停委員	須田直樹
福島地方裁判所	民事調停委員	宍戸宏行
福島家庭裁判所	家事調停委員	佐藤暢昭
山形地方裁判所	民事調停委員	安孫子俊彦
盛岡地方裁判所	民事調停委員	土橋一郎
盛岡家庭裁判所	家事調停委員	北條俊一
秋田地方裁判所	民事調停委員	大淵英悦

秋田家庭裁判所	家事調停委員	川名由輝夫
青森地方裁判所	民事調停委員	沼田徹
札幌地方裁判所	民事調停委員	毛利節
札幌家庭裁判所	家事調停委員	源波幹文
函館地方裁判所	民事調停委員	本間芳樹
函館家庭裁判所	家事調停委員	小山雅子
旭川地方裁判所	民事調停委員	村上博樹
旭川家庭裁判所	家事調停委員	小門睦子
釧路地方裁判所	民事調停委員	得地哉
釧路家庭裁判所	家事調停委員	高田直子
高松地方裁判所	民事調停委員	森涉
高松家庭裁判所	家事調停委員	島川千里
徳島地方裁判所	民事調停委員	原田あかね
徳島家庭裁判所	家事調停委員	空田和広
高知地方裁判所	民事調停委員	加藤敏仁
高知家庭裁判所	家事調停委員	藤原建次
松山地方裁判所	民事調停委員	真鍋敬市
松山家庭裁判所	家事調停委員	馬場ゆかり

2 最高裁判所係官

最高裁判所事務総長	氏本厚司
最高裁判所事務総局民事局長	福田千恵子
最高裁判所事務総局家庭局長	馬渡直史
最高裁判所事務総局民事局第二課長	松原経正
最高裁判所事務総局家庭局第二課長	遠藤圭一郎

3 参列員（裁判所）

東京簡易裁判所判事	佐野寛次
東京家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	倉崎俊和
大阪簡易裁判所主任書記官	砂原有香里
大阪家庭裁判所部総括判事	濱谷由紀
大阪家庭裁判所次席書記官	藤澤和行

4 参列員（日本調停協会連合会）

日本調停協会連合会理事長	大澤英雄
日本調停協会連合会副理事長	石井妙子

令和7年度調停委員協議会協議問題

第1 民事調停関係

1 協議問題

(1) 民事調停におけるウェブ会議の利用状況並びにウェブ会議の活用を踏まえた民事調停の質及び利便性向上に向けた工夫等

ア ウェブ会議の実施状況、調停委員としての感想、当事者の受け止め、ウェブ会議を利用する際の懸念事項等

イ ウェブ会議の効果的な活用場面並びに民事調停の質及び利便性向上に向けた工夫例等

(2) 民事調停の利用を促進する広報活動

ア 各庁における広報活動の取組状況や実情等

イ 民事調停の利用を促進する広報活動を実施するために効果的と考えられる取組や工夫例、広報活動の種類や対象別の留意点等

2 協議時間

80分を目安とする。

3 出題理由

(1) 民事調停におけるウェブ会議について

民事調停については、前回までの調停委員協議会において、調停運営改善をテーマにした議論を行い、利用者のニーズに応じたメリハリある調停運営が重要であり、具体的な調停の運営にあたっては、調停委員が裁判官・書記官との間で、争点や聴取すべきポイント、解決の方向性のほか、注意を要すべき当事者に関する情報等について、共有して手続を進めることが重要であること等が確認された。こうした調停運営改善の取組は広く浸透し、各庁において一定の成果を挙げているものと思われるが、民事調停の事件数は減少

傾向が続いているところであり、国民が民事調停による解決に適した紛争について適切に民事調停という手段を選択できるように、調停運営の質を向上させる工夫とともに、民事調停の利便性を向上させる取組も必要であると考えられる。

令和10年6月までに予定される民事調停の全面デジタル化においては、申立ての電子化等が実現され、データの活用等による合理化・効率化により、民事調停の質を向上させるとともに手続の利便性を向上させることが期待されるが、令和6年7月までに運用を開始したウェブ会議の活用もデジタル化の一環として、効果的な活用を検討する必要がある。

令和6年度の調停委員協議会においても、ウェブ会議について議論をしたところであるが、運用開始直前または直後であったこともあり、全国の簡易裁判所でウェブ会議の運用を開始した後、あらためてその活用の実情や利便性を高めるための工夫等について検討する必要がある。そこで、民事調停におけるウェブ会議の利用状況（利用が進んでいないとすれば何があい路になっているのか）、メリット・懸念事項、効果的な活用の場面や工夫例等について議論したい。

(2) 民事調停の利用を促進する広報活動について

上記のとおり、民事調停は、調停運営の改善の取組にも関わらず、利用件数の減少傾向が続いている。そのため、民事調停の運営改善だけでなく、民事調停の魅力を積極的に発信することも不可欠であり、広報の在り方について議論する必要がある。民事調停の広報活動に関しては、最高裁から日本調停協会連合会に委嘱して、各調停協会が主催する調停手続相談会や裁判所が

行う調停制度説明会などがあるほか、最近では、東京簡裁と最高裁が共同で広報動画を作成し最高裁ウェブサイト、Youtube 及び最高裁公式 X 等に掲載しており、調停を題材とした落語を利用した広報といった新しい取組みも報告されている。

効果的な広報の工夫として、広報活動の対象については、民事調停の一般的な認知度の向上を目指して市民全般を対象として、説明会やメディアを利用するものが多いと思われるが、集客が見込まれる行事等にタイミングをあわせて説明会を開催したり、市民が抱える法的問題に直接関わっている行政機関相談担当者及び資格団体等や、弁護士などの法律家を対象とすることも考えられる。また、発信する内容については、調停手続の制度説明に留まらず、ウェブ会議等の活用等による利便性の向上に関する情報等も加えることも考えられる。

各種機関の相談員が、本来は民事調停による解決が見込める案件の相談を受けたとしても、これをうまく民事調停に繋げることが出来ていないという実情も聞かれるところであり、相談員が民事調停に適した事案を選別できるように、広報にあたっては、民事調停が有効な事案の類型を具体的に説明するなど、各種相談窓口に来る相談者等の具体的なニーズを民事調停に繋いで、手続の利用を促進する工夫を検討していくことがより一層必要になると思われる。

民事調停の広報については、令和元年度の調停運営協議会で議題とされて以降、近年はまとまった議論はなく、調停委員協議会でも取り上げていないため、各庁の実情や工夫例を共有するとともに、限られた資源の中で、効果

的に広報効果を上げるためのアイデアや工夫等について議論することにより、各庁における今後の更なる取組を後押ししたい。

第2 家事調停関係

1 協議問題

(1) 期日間隔短縮に向けた取組の更なる推進と調停委員が果たすべき役割

ア 各庁において実践している期日間隔短縮の具体的取組及び調停委員が主体的に実践すべき事案・手続段階

イ 期日間隔短縮に向けた取組を実践することに対する調停委員の受け止め。

また、調停委員として、定着・進展が困難な取組の有無及びその要因

ウ イの要因に対応するための具体的方策及び既に実践している場合はその状況

(2) 改正家族法施行前の調停運営において留意すべき事項及び施行に向けた準備の在り方

ア 改正家族法施行前に、調停運営に生じている影響

イ アに適切に対応するための職種間の情報共有の在り方

ウ 改正家族法の理解を促進するための方策

2 協議時間

160分を目安とする。

3 出題理由

(1) 期日間隔の短縮に向けた取組について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として、調停運営改善の取組が開始され、現在も、各庁で検討・実践が進められている。

しかし、コロナ禍前を通じたより長期的な視点からは、審理期間の長期化

傾向が継続していることに加え、令和8年5月までに予定されている改正家族法の施行を見据え、外部からも、現状の家事調停事件の平均審理期間及び平均期日間隔の長さについて強い懸念があるとの指摘もあることから、期日間隔の短縮は改正法の施行までに相応の結果を出すべき喫緊の課題となっている。

こうした観点から、令和6年度に実施した調停委員協議会においては、期日間隔が長期化する要因やその対策、調停運営協議会においては、期日間隔を適切なものとするために各庁において実践している具体的方策等について取り上げ、協議を重ねてきた。特に、調停運営協議会においては、当事者と調停の時間枠を共有する等の心理的要因への対応をはじめとし、二期日指定、午後二枠制の活用、開廷曜日や開始時間の柔軟な設定等の続行期日指定場面における取組等が報告されており、調停委員が担う期日調整等の場面も含め、各庁において様々な取組が始められ、既に一定の効果が始めている庁も見られるところである。

一方で、各調停委員が期日間隔短縮の意義を十分に理解した上で様々な取組を効果的に実践できているかについては、庁や委員によって差があることがうかがわれる。また、報告された具体的方策の中でも、効果的に機能している取組や、工夫・改善が重ねられている取組がある一方、十分に機能していない取組や、実践に当たりあい路が生じている取組もあることがうかがわれ、実際に取組を進める上での課題も明らかになりつつあるのではないかと思われる。

本取組を更に進め、実効性のある仕組みとして定着させるには、取組の意

義を一層浸透させるとともに、取組を実践する中で課題を抽出・分析した上で、それらの課題を解消し、具体的な成果に結びつけるための方策を検討することが必要となる。

そこで、本協議会においては、各庁における期日間隔の短縮に向けた取組の現状や、取組についての調停委員（協議員自身に限るものでなく、例えば、経験年数の少ない調停委員等）の受け止めを共有していただくとともに、意見交換を通じて調停委員に本取組の意義を十分に理解してもらうことを一つの狙いとしたい。その上で、取組を実践する上で支障となる点や、明らかになった課題等を深掘りし、それを解消するための方策について協議していただきたい。

（２）「民法等の一部を改正する法律」について

「民法等の一部を改正する法律」が令和６年５月２４日に公布され、令和８年５月までに施行される予定である。改正法により、離婚後の親権者について父母双方を親権者とすることが可能となることや、特定事項に係る親権行使者の指定に関する紛争が家事調停、審判事件の新たな類型として加わったこと、法定養育費制度の導入、親子交流の試行的実施や父母以外の親族（祖父母等）と子との交流に関する規律等が整備されたことなどにより、家事調停の手続、審理運営の在り方にも大きな影響が生じる。

家族や家庭に関する基本法制が大きな変革期にある中、家庭裁判所に対する期待がますます高まっているところ、改正法の施行を控えた現時点においても、既に調停運営に当たり、当事者から改正法の内容を尋ねられたり、改正法施行を見据えた合意をしたい、更には改正法が施行されるまでは合意に

応じないなどの意向が示されたりする等、少なからず影響が生じているものと考えられる。特に、調停運営のフロントラインに立つ調停委員においては、今後、上記のような当事者の意向等に直面する機会が増加することが想定される。こうした問題意識を踏まえ、当事者から、改正法の施行を見据えた調停運営に対する質問や要望があった場合の対応方針（当事者への説明用ツールの活用等も含む）や、対応に当たっての関係職種との情報共有の在り方等について御紹介いただき、各庁の実情や工夫例等を共有したい。

併せて、家庭局においても、各庁で適切な研修を実施することが可能となるよう、研修資料等を順次提供する予定であるところ、本協議会までの間に、所属庁において、実際に改正法に関する研修を実施したり、裁判官等と調停委員との間で改正法施行に向けた準備事項等について意見交換をしたりしていれば、その状況についてお聞きするとともに、改正法が施行された後も、改正法の趣旨・内容を踏まえた調停運営を、継続してブラッシュアップしていくには、どのような方策が考えられるか、各庁の主催による研修だけでなく、調停協会の主催する自主研修の実情も踏まえて協議していただきたい。なお、本協議会においても、家庭局から、法改正の概要のポイントを説明し、令和7年1月から2月に各高裁で実施されている家事事件担当裁判官等協議会における協議結果等を紹介しながら、法改正の内容自体についての理解を深めていただく場とも位置付けたい。

民事局長説明

1 民事調停事件の概況について

全国の裁判所における民事調停事件の新受件数は、調停事件統計資料第 1 表のとおり近年概ね減少傾向にある中、令和 6 年は 3 万 0 2 1 1 件となっている。また、事件の終局状況は、同資料第 9 表のとおりであり、調停成立と調停に代わる決定による終局割合は年によって変動があるものの、近年はこれらを合計した実質的な紛争解決率は引き続き 6 割を超えている。また、同資料第 10 表のとおり、平均審理期間も安定した状況にある。これらの結果は、本日御出席の皆様方を中心とした調停委員の皆様の日頃の御尽力のたまものである。この場をお借りして改めて感謝申し上げる。

2 民事調停の運営について

民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性や非公開性、手続費用の低廉性、法的観点の反映、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有する手続である。民事調停の事件数が、上記のとおり減少傾向にある中、民事調停が、これからも紛争解決手続として国民から選ばれ続けていくためには、これらの利点を活かすとともに、利用者のニーズ等を踏まえたメリハリある調停運営を行い、合理的な審理期間で、当事者にとって納得度の高い紛争解決方法を提供することが求められていることはもちろん、民事調停の利便性をさらに向上させつつ、そのような民事調停手続が有する利便性や利点を国民に適切に発信していく必要がある。この点、昨年 5 月から 7 月までの間に簡易裁判所の調停手続においてもウェブ会議の運用を開始したところ、ウェブ会議を利用した調停手続は、利用者の利便性を更に向上させ、紛争解決に資する効果的で質の高い調停運営に繋がるものであり、全国的な運用の定着が望まれる。また、民事調停の利便性等の魅力適切に国民に発信していくために、これまでも各庁において民事調停制度の広報活動に努められてきたところと承知しているが、情報化社会が進展し、広報のための媒体や方法が多様化

する状況下において、限られた資源の中で高い広報効果を上げるための広報の在り方についても改めて考える必要があると思われる。

このような問題意識を踏まえ、本日は、全国から、指導的な役割を果たしている調停委員の方々に御出席いただき、①ウェブ会議の利用状況並びにその活用を踏まえた調停の質及び利便性向上に向けた工夫と、②民事調停の利用を促進する広報活動について協議していただくこととした。本協議会においては、各庁におけるウェブ会議の利用の実情を踏まえて、ウェブ会議の効果的な活用の在り方等についての積極的な情報共有や意見交換を行っていただく予定であり、これを相応しい事件・範囲における更なる活用につなげていく機会としていただきたい。また、民事調停の広報活動の実情や工夫例を共有し、各庁における民事調停の利用促進のための今後の取組に活かしていただきたい。本日の成果については、各高等裁判所でこの秋に実施が予定される調停運営協議会の機会なども利用し、各庁の調停委員の皆様へ還元をお願いしたいと考えている。

なお、調停制度が、利用者にとって身近な手続として、その発足以降我が国の紛争解決制度の一翼を担い、国民から高い信頼と評価を受けてきたのは、皆様を始めとする調停委員の方々が、一つ一つの事件において当事者の声に真摯に耳を傾け、紛争を解決することで調停制度の発展に尽力してこられたからこそである。裁判所としては、今後も、調停制度が国民の期待に応え、更に発展していくよう、調停運営の改善に向けて力を尽くす所存であるので、皆様にも、引き続き、民事調停手続の適切な運営と更なる発展のため、御協力いただきたい。

家庭局長説明

1 家事調停事件の概況について

家事調停事件の新受件数は、調停事件統計資料第1表のとおり、令和3年までは13万件から14万件程度で推移していた。令和4年は約12万3,000件と減少したが、令和5年は約12万6,000件、令和6年は約12万8,000件と再び増加傾向にあり、国民の家事調停に対するニーズの高さを示しているといえる。

既済事件については、第16表によれば、令和6年の調停成立率は45.7パーセントと、50パーセントを下回っているが、他方で、第18表によれば、調停に代わる審判により終局した件数は、年々増加傾向にあり、令和2年に比べ約1.6倍に増加している。調停に代わる審判がされた事件の9割近くが異議申立てなく確定していることからすれば、当事者間で実質的な合意には至っているものの、当事者の出頭の負担への配慮等も踏まえて調停に代わる審判を活用するなど、利用者の多様なニーズをきめ細やかに取り入れながら、事案に即した実質的な解決を図ろうとする調停運営の工夫が重ねられていることが見て取れる。また、第20表の平均審理期間についてみると、令和6年の既済事件の平均審理期間は、7.2か月となっており、令和3年と比較して0.2か月短縮した。こうした結果は、調停委員の皆様が、調停運営の在り方を見つめ直し改善していく取組について御協力、御尽力くださった結果と考えており、改めて感謝申し上げます。

もっとも、全調停事件の既済事件の平均審理期間は、令和4年度から横ばいであり、コロナ禍前を通じたより長期的な観点からすれば、長期化傾向は続いている。とりわけ、調停の期日間隔が全国的に長期化していることは、深刻な問題であると考えており、調停の利用者、ひいては国民のニーズから乖離したものになっていないかという観点から現状を

見つめ直し、対策を講じていくことが求められている。

2 家事調停の運営について

調停委員の皆様におかれては、当事者と誠実に向き合い、真摯に事件に取り組み、調停運営のための工夫を重ねてきていただいていると承知している。とりわけ、期日間隔短縮化の取組は、昨年度開催された調停委員協議会において、期日間隔が長期化する要因やその対策について、調停運営協議会において、各庁で実践されている具体的方策等についてそれぞれ協議していただき、調停委員の皆様がこの取組に積極的に参画していただいていることを実感した。一方で、実際に取り組を進める上での課題も明らかになりつつあると考えている。令和8年5月までに、離婚後の親権者に関する規律の見直しを始めとする「民法等の一部を改正する法律」（改正法）の施行を控える中、家事調停事件の平均期日間隔の長期化傾向が続いている点は大きな課題として指摘されているところであり、今年度は、適切な期日間隔の設定を喫緊の課題として位置付けて実効的な取組を進め、具体的な成果に結びつけていく必要がある。このようなことから、本協議会においては、各庁において調停委員の皆様が実践されている具体的な取組等について協議していただくとともに、取組を実践する上で支障となる点や明らかになった課題等を深掘りし、それを解消し取組をより進めるための方策等についても協議していただきたい。

また、令和8年5月までに施行される予定の改正法により、離婚後の親権者について父母双方を親権者とすることが可能となることや、特定事項に係る親権の行使について父母間の協議が調わない場合に当該事項に係る親権の行使者を裁判所が指定する新たな手続が加わるもののほか、養育費、親子交流（面会交流）、財産分与に関する規律も整備されたこ

とは、家事調停の進め方に大きな影響が生じさせるものと考えられる。既に、調停期日において、当事者から改正法の内容について尋ねられたり、改正法施行を見据えた合意をしたい、改正法が施行されるまで合意に応じない等の意向が示されたりする等、その影響を実感する場面も出てきていると思われる。これらに適切に対応するためには、実際に調停運営担う皆様をはじめとして、関係職員が一丸となって、改正法の趣旨や内容に関する理解を深めていくほか、相互に緊密な連携を図りながら、検討、実践を進めていくことが不可欠である。裁判所としても、改正法施行の前後を通じて皆様に充実した調停運営をしていただけるよう、研修の充実をはじめ、改正法の円滑な施行に向けて必要な取組を推進してまいりたい。本協議会においては、現在の所属庁における準備状況を共有していただくほか、施行に向けて不安な点や裁判所への御要望等を含め、積極的に意見交換していただきたい。

調停制度が100年以上の長きにわたり国民の信頼を得て主要な紛争解決手続として存続してきたのは、調停運営のフロントラインに立つ調停委員の皆様が、利用者のニーズとは何かを常に考え、当事者にとって利用しやすい調停の実践のために力を尽くしてこられた結果である。

家庭を巡る紛争は近年その複雑さを増し、また、家族や家庭に関する基本法制は大きな変革期にある。このような時代において、家庭裁判所に対する期待はますます高まっている。常に利用者のニーズを的確に捉え、納得性の高いサービスを提供し続けるためには、日々、当事者と対面し、その思いに真摯に向き合っておられる調停委員の皆様と忌憚なく意見交換をしながら、更に高みを目指して運営改善のための検討と実践を進めていくことが必要不可欠である。本協議会においては、この検

討・実践の更なる推進のため、様々な観点から、闊達な御議論をしていただきたい。

併せて、本協議会での議論を、今後の調停運営の参考としていただくのはもちろん、所属庁の調停委員の皆様にも還元していただき、各庁における運営改善の取組や実践に役立てていただくよう、御願ひ申し上げます。

1 全調停事件関係

第1表 調停新受事件数

年	区分	調停新受 総件数	民事調停 新受件数	家事調停 新受件数
	平成27年	181,641	40,760	140,881
	平成28年	179,912	39,191	140,721
	平成29年	175,291	35,939	139,352
	平成30年	169,849	34,019	135,830
	令和元年	169,352	32,919	136,433
	令和2年	161,742	30,723	131,019
	令和3年	164,547	31,870	132,677
	令和4年	157,957	34,073	123,884
	令和5年	155,966	29,612	126,354
	令和6年	158,821	30,211	128,610

第2表 調停既済事件数

年	区分	調停既済 総件数	民事調停 既済件数	家事調停 既済件数
	平成27年	177,921	40,263	137,658
	平成28年	178,418	39,635	138,783
	平成29年	173,259	35,988	137,271
	平成30年	168,240	34,112	134,128
	令和元年	163,348	32,758	130,590
	令和2年	155,158	30,730	124,428
	令和3年	172,415	33,105	139,310
	令和4年	160,012	34,463	125,549
	令和5年	154,710	30,213	124,497
	令和6年	157,980	29,674	128,306

第3表 全国裁判所調停事件数－事件の種類別(令和6年)

種 別	新 受	既 済	未 済
総 数	158,821	157,980	79,431
民 事 調 停 総 数	30,211	29,674	8,381
民 事 一 般 調 停	18,595	18,512	4,107
商 事 調 停	3,997	3,944	1,278
宅 地 建 物 調 停	4,579	4,287	1,952
(地 代 借 賃 増 減)	1,687	1,638	749
農 事 調 停	105	101	45
鉞 害 調 停	0	0	0
交 通 調 停	1,114	1,087	474
害 等 調 停	42	35	17
特 定 調 停	1,779	1,708	508
家 事 調 停 総 数	128,610	128,306	71,050
別 表 第 二 調 停	81,191	80,730	47,446
一 般 調 停	45,036	45,075	22,813
合 意 に 相 当 す る 審 判	2,245	2,358	782

(注) 地代借賃増減調停事件、特定調停事件、別表第二調停事件、(家事)一般調停事件、及び合意に相当する審判事件以外の事件数は、高裁の事件数を含むものである。

2 民事調停事件関係

以下、各表の上部に記載している(高)は高等裁判所を、(地)は地方裁判所を、(簡)は簡易裁判所を指す。

第4表 民事調停新受事件数

		(高・地・簡)	
年	件数	新受件数	指数
平成27年		40,760	100.0
平成28年		39,191	96.2
平成29年		35,939	88.2
平成30年		34,019	83.5
令和元年		32,919	80.8
令和2年		30,723	75.4
令和3年		31,870	78.2
令和4年		34,073	83.6
令和5年		29,612	72.6
令和6年		30,211	74.1

(注) 指数は、平成27年の調停新受件数に対する百分比である。

第5表 民事調停等新受事件数

		(高・地・簡)					
年	区分	第一審訴訟 新受件数 A	督促手続, 起訴前の和解 新受件数 B	民事調停 新受件数 C	A+B+C D	C/D (%)	A/D (%)
平成27年		477,164	239,329	40,760	757,253	5.4	63.0
平成28年		485,635	277,947	39,191	802,773	4.9	60.5
平成29年		493,213	298,841	35,939	827,993	4.3	59.6
平成30年		489,209	331,651	34,019	854,879	4.0	57.2
令和元年		487,643	306,636	32,919	827,198	4.0	59.0
令和2年		450,809	237,247	30,723	718,779	4.3	62.7
令和3年		460,660	232,833	31,870	725,363	4.4	63.5
令和4年		459,729	234,278	34,073	728,080	4.7	63.1
令和5年		519,595	245,498	29,612	794,705	3.7	65.4
令和6年		570,360	258,918	30,211	859,489	3.5	66.4

- (注) 1 「第一審訴訟新受件数」には、少額訴訟の新受件数を含む。
 2 「第一審訴訟新受件数」には、地裁第一審行政訴訟、人事訴訟、高裁第一審訴訟の各新受件数を含まない。

第6表 民事調停新受事件数－事件の種類別

(高・地・簡)

種別 年	総数	一般	商事	宅地建物		農事	鉦害	交通	公害等	特定
				地代借賃						
平成27年	40,760 (100.0%)	23,699 (58.1%)	6,230 (15.3%)	4,439 (10.9%)	885 (2.2%)	192 (0.5%)	0 (0.0%)	3,022 (7.4%)	100 (0.2%)	3,078 (7.6%)
平成28年	39,191 (100.0%)	22,891 (58.4%)	5,903 (15.1%)	4,343 (11.1%)	917 (2.3%)	184 (0.5%)	0 (0.0%)	2,676 (6.8%)	104 (0.3%)	3,090 (7.9%)
平成29年	35,939 (100.0%)	20,797 (57.9%)	5,019 (14.0%)	4,149 (11.5%)	907 (2.5%)	147 (0.4%)	0 (0.0%)	2,349 (6.5%)	84 (0.2%)	3,394 (9.4%)
平成30年	34,019 (100.0%)	19,351 (56.9%)	4,615 (13.6%)	4,198 (12.3%)	1,048 (3.1%)	128 (0.4%)	0 (0.0%)	2,288 (6.7%)	76 (0.2%)	3,363 (9.9%)
令和元年	32,919 (100.0%)	18,395 (55.9%)	4,716 (14.3%)	4,469 (13.6%)	1,258 (3.8%)	158 (0.5%)	0 (0.0%)	2,114 (6.4%)	75 (0.2%)	2,992 (9.1%)
令和2年	30,723 (100.0%)	18,213 (59.3%)	4,014 (13.1%)	3,896 (12.7%)	969 (3.2%)	97 (0.3%)	0 (0.0%)	2,035 (6.6%)	47 (0.2%)	2,421 (7.9%)
令和3年	31,870 (100.0%)	19,612 (61.5%)	4,018 (12.6%)	3,884 (12.2%)	1,161 (3.6%)	109 (0.3%)	0 (0.0%)	1,922 (6.0%)	54 (0.2%)	2,271 (7.1%)
令和4年	34,073 (100.0%)	21,061 (61.8%)	3,822 (11.2%)	4,270 (12.5%)	1,636 (4.8%)	133 (0.4%)	0 (0.0%)	2,158 (6.3%)	41 (0.1%)	2,588 (7.6%)
令和5年	29,612 (100.0%)	18,522 (62.5%)	3,577 (12.1%)	4,109 (13.9%)	1,519 (5.1%)	107 (0.4%)	0 (0.0%)	1,227 (4.1%)	39 (0.1%)	2,031 (6.9%)
令和6年	30,211 (100.0%)	18,595 (61.6%)	3,997 (13.2%)	4,579 (15.2%)	1,687 (5.6%)	105 (0.3%)	0 (0.0%)	1,114 (3.7%)	42 (0.1%)	1,779 (5.9%)

- (注) 1 地代借賃増減調停事件及び特定調停事件には、高裁の事件数を含まない。
 2 各欄の下端は、総数に対する百分比を示したものである。
 3 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第7表 債務の調整に関する調停事件新受事件数

(簡)

種別 年	民事調停 事件総数	債務の調整に関する調停事件			
		うち特定	うち貸金業	うち信販	合計
令和2年	26,390	2,403	1,085	949	4,437 (16.8%)
令和3年	25,477	2,231	1,394	1,055	4,680 (18.4%)
令和4年	25,789	2,569	1,569	1,076	5,214 (20.2%)
令和5年	25,310	2,029	1,985	1,128	5,142 (20.3%)
令和6年	26,278	1,775	2,550	1,326	5,651 (21.5%)

- (注) 1 貸金業関係及び信販関係の新受件数は、一般調停事件及び商事調停事件として申し立てられた件数である。
 2 信販業者を当事者とする貸金債権に関する事件の場合、信販関係と貸金業関係に重ねて計上される場合がある。
 3 合計欄の百分比は、民事調停総新受件数に占める割合である。

第8表 民事調停既済事件数－事件の種類及び終局区分別(令和6年)

(地・簡)

種別	区分	総数		調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
総数		29,639	100.0	7,107	24.0	7,902	26.7	10,758	36.3	3,166	10.7	706	2.4
一般		18,479	100.0	3,801	20.6	4,627	25.0	7,990	43.2	1,623	8.8	438	2.4
商事		3,944	100.0	1,047	26.5	1,017	25.8	1,372	34.8	341	8.6	167	4.2
宅地建物		4,285	100.0	1,536	35.8	1,759	41.1	266	6.2	669	15.6	55	1.3
農事		101	100.0	40	39.6	40	39.6	3	3.0	13	12.9	5	5.0
鉦害		0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
交通		1,087	100.0	400	36.8	347	31.9	167	15.4	160	14.7	13	1.2
公害等		35	100.0	11	31.4	19	54.3	0	-	5	14.3	0	-
特定		1,708	100.0	272	15.9	93	5.4	960	56.2	355	20.8	28	1.6

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第9表 民事調停既済事件数－終局区分別

(地・簡)

年	区分	総件数	調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
			件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成27年		40,251	13,160	32.7	10,568	26.3	9,664	24.0	5,983	14.9	876	2.2
平成28年		39,624	12,827	32.4	10,686	27.0	9,060	22.9	6,047	15.3	1,004	2.5
平成29年		35,978	11,982	33.3	9,882	27.5	8,415	23.4	4,713	13.1	986	2.7
平成30年		34,101	11,239	33.0	9,404	27.6	8,073	23.7	4,538	13.3	847	2.5
令和元年		32,735	10,608	32.4	9,654	29.5	7,478	22.8	4,185	12.8	810	2.5
令和2年		30,669	8,497	27.7	8,499	27.7	9,168	29.9	3,708	12.1	797	2.6
令和3年		33,041	10,150	30.7	8,690	26.3	10,096	30.6	3,381	10.2	724	2.2
令和4年		34,326	12,047	35.1	8,274	24.1	10,171	29.6	3,197	9.3	637	1.9
令和5年		30,158	8,138	27.0	8,232	27.3	10,069	33.4	3,018	10.0	701	2.3
令和6年		29,639	7,107	24.0	7,902	26.7	10,758	36.3	3,166	10.7	706	2.4

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第10表 民事調停既済事件数－審理期間別

(地・簡)

年	区分	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間(月)
令和2年		30,669	8,373	4,990	4,210	7,005	4,380	1,435	276	4.2
		(100.0%)	(27.3%)	(16.3%)	(13.7%)	(22.8%)	(14.3%)	(4.7%)	(0.9%)	
令和3年		33,041	10,727	5,656	4,517	6,528	3,526	1,717	370	3.9
		(100.0%)	(32.5%)	(17.1%)	(13.7%)	(19.8%)	(10.7%)	(5.2%)	(1.1%)	
令和4年		34,326	12,998	6,001	4,417	6,020	3,122	1,332	436	3.5
		(100.0%)	(37.9%)	(17.5%)	(12.9%)	(17.5%)	(9.1%)	(3.9%)	(1.3%)	
令和5年		30,158	9,804	5,548	4,049	6,099	3,129	1,247	282	3.7
		(100.0%)	(32.5%)	(18.4%)	(13.4%)	(20.2%)	(10.4%)	(4.1%)	(0.9%)	
令和6年		29,639	9,872	5,083	4,326	6,320	2,900	945	193	3.4
		(100.0%)	(33.3%)	(17.1%)	(14.6%)	(21.3%)	(9.8%)	(3.2%)	(0.7%)	
			(33.3%)	(50.5%)	(65.1%)	(86.4%)	(96.2%)	(99.3%)	(100.0%)	

(注) 1 令和2年から令和5年までの欄の下段及び令和6年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

3 令和6年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第11表 民事調停既済事件数－実施回数別

(地・簡)

区分 年	総数	実施 しない	1回	2回	3回	4又は5回	6～10回	11回 以上	平均実施 回数
令和2年	30,669 (100.0%)	8,487 (27.7%)	8,503 (27.7%)	6,035 (19.7%)	3,099 (10.1%)	2,698 (8.8%)	1,481 (4.8%)	366 (1.2%)	1.9
令和3年	33,041 (100.0%)	9,142 (27.7%)	9,407 (28.5%)	5,968 (18.1%)	3,202 (9.7%)	2,985 (9.0%)	1,885 (5.7%)	452 (1.4%)	2.0
令和4年	34,326 (100.0%)	9,087 (26.5%)	12,200 (35.5%)	5,421 (15.8%)	2,932 (8.5%)	2,634 (7.7%)	1,574 (4.6%)	478 (1.4%)	1.8
令和5年	30,158 (100.0%)	9,390 (31.1%)	8,174 (27.1%)	5,242 (17.4%)	2,722 (9.0%)	2,704 (9.0%)	1,518 (5.0%)	408 (1.4%)	1.8
令和6年	29,639 (100.0%)	10,471 (35.3%)	7,179 (24.2%)	5,290 (17.8%)	2,701 (9.1%)	2,369 (8.0%)	1,258 (4.2%)	371 (1.3%)	1.7
		(35.3%)	(59.5%)	(77.4%)	(86.5%)	(94.5%)	(98.7%)	(100.0%)	

- (注) 1 令和2年から令和5年までの欄の下段及び令和6年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。
 2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。
 3 令和6年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第12表 民事調停既済事件数－事件の種類及び審理期間別(令和6年)

(地・簡)

区分 種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を 超える	平均審理 期間 (月)
総数	29,639 (100.0%)	9,872 (33.3%)	5,083 (17.1%)	4,326 (14.6%)	6,320 (21.3%)	2,900 (9.8%)	945 (3.2%)	193 (0.7%)	3.4
一般	18,479 (100.0%)	8,211 (44.4%)	2,978 (16.1%)	2,087 (11.3%)	3,225 (17.5%)	1,440 (7.8%)	454 (2.5%)	84 (0.5%)	2.9
商事	3,944 (100.0%)	1,081 (27.4%)	847 (21.5%)	827 (21.0%)	649 (16.5%)	297 (7.5%)	171 (4.3%)	72 (1.8%)	3.8
宅地建物	4,285 (100.0%)	344 (8.0%)	680 (15.9%)	683 (15.9%)	1,487 (34.7%)	863 (20.1%)	215 (5.0%)	13 (0.3%)	5.0
農事	101 (100.0%)	8 (7.9%)	14 (13.9%)	20 (19.8%)	28 (27.7%)	25 (24.8%)	6 (5.9%)	0 (0.0%)	5.3
鉦害	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	-
交通	1,087 (100.0%)	159 (14.6%)	147 (13.5%)	160 (14.7%)	319 (29.3%)	199 (18.3%)	79 (7.3%)	24 (2.2%)	5.7
公害等	35 (100.0%)	1 (2.9%)	9 (25.7%)	9 (25.7%)	10 (28.6%)	5 (14.3%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	4.1
特定	1,708 (100.0%)	68 (4.0%)	408 (23.9%)	540 (31.6%)	602 (35.2%)	71 (4.2%)	19 (1.1%)	0 (0.0%)	3.3

- (注) 1 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。
 2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第13表 調停に代わる決定事件数－事件の種類別

(地・簡)

区分 年	総数	一般	商事	宅地建物		農事	鉦害	交通	公害等	特定
					地代借賃					
平成27年	9,664	5,847	1,667	236	28	1	0	128	1	1,784
	129 (1.3%)	63 (1.1%)	14 (0.8%)	19 (8.1%)	8 (28.6%)	0 (0.0%)	-	11 (8.6%)	1 (100.0%)	21 (1.2%)
平成28年	9,060	5,650	1,419	193	40	6	0	110	0	1,682
	159 (1.8%)	86 (1.5%)	17 (1.2%)	25 (13.0%)	18 (45.0%)	1 (16.7%)	-	7 (6.4%)	0	23 (1.4%)
平成29年	8,415	5,477	1,058	170	22	4	0	111	0	1,595
	129 (1.5%)	80 (1.5%)	12 (1.1%)	12 (7.1%)	4 (18.2%)	0 (0.0%)	-	9 (8.1%)	0	16 (1.0%)
平成30年	8,073	5,051	905	171	26	1	0	123	0	1,822
	141 (1.7%)	86 (1.7%)	13 (1.4%)	13 (7.6%)	6 (23.1%)	0 (0.0%)	-	10 (8.1%)	0	19 (1.0%)
令和元年	7,478	4,719	842	227	19	3	0	137	1	1,549
	132 (1.8%)	85 (1.8%)	6 (0.7%)	13 (5.7%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	-	5 (3.6%)	1 (100.0%)	22 (1.4%)
令和2年	9,168	6,199	1,052	273	32	7	0	350	1	1,286
	117 (1.3%)	74 (1.2%)	9 (0.9%)	12 (4.4%)	4 (12.5%)	0 (0.0%)	-	5 (1.4%)	0	17 (1.3%)
令和3年	10,096	7,148	1,061	288	33	2	0	315	0	1,282
	206 (2.0%)	146 (2.0%)	19 (1.8%)	21 (7.3%)	4 (12.1%)	0 (0.0%)	-	10 (3.2%)	0	10 (0.8%)
令和4年	10,171	7,097	973	288	36	5	0	287	0	1,521
	170 (1.7%)	119 (1.7%)	21 (2.2%)	9 (3.1%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)	-	7 (2.4%)	0	14 (0.9%)
令和5年	10,069	7,486	985	269	28	8	0	223	0	1,098
	180 (1.8%)	137 (1.8%)	19 (1.9%)	13 (4.8%)	3 (10.7%)	1 (12.5%)	-	5 (2.2%)	0	5 (0.5%)
令和6年	10,758	7,990	1,372	266	53	3	0	167	0	960
	187 (1.7%)	136 (1.7%)	10 (0.7%)	18 (6.8%)	4 (7.5%)	0 (0.0%)	-	6 (3.6%)	0	17 (1.8%)

(注) 各欄中段の数字は異議申立件数、下段の数字は異議申立率(%)である。

3 家事調停事件関係

第14表 家事調停事件等新受事件数

(高・家)

区分 年	調 停		審 判		人事訴訟 (第一審)	
	新受件数	指 数	新受件数	指 数	新受件数	指 数
平成27年	140,881	100.0	784,094	100.0	10,338	100.0
平成28年	140,721	99.9	835,721	106.6	10,004	96.8
平成29年	139,352	98.9	863,886	110.2	9,827	95.1
平成30年	135,830	96.4	883,005	112.6	9,272	89.7
令和元年	136,433	96.8	907,803	115.8	9,042	87.5
令和2年	131,019	93.0	926,834	118.2	8,568	82.9
令和3年	132,677	94.2	967,419	123.4	10,094	97.6
令和4年	123,884	87.9	976,089	124.5	8,985	86.9
令和5年	126,354	89.7	1,007,590	128.5	8,830	85.4
令和6年	128,610	91.3	1,042,240	132.9	9,073	87.8

(注) 指数は、平成27年の新受件数に対する百分比である。

第15表 家事調停新受事件数—事件の種類別

(家)

種 別	年	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
総 数		130,936	100.0	132,556	101.2	123,760	94.5	126,185	96.4	128,472	98.1
別表第二調停											
総 数		79,651	100.0	82,600	103.7	77,054	96.7	79,220	99.5	81,191	101.9
夫婦同居・協力扶助		62	100.0	82	132.3	83	133.9	85	137.1	82	132.3
婚姻費用分担		22,648	100.0	22,271	98.3	20,867	92.1	21,574	95.3	21,481	94.8
子の監護に関する処分		34,481	100.0	37,221	107.9	33,261	96.5	33,299	96.6	33,940	98.4
うち 監護者指定		2,244	100.0	2,291	102.1	2,073	92.4	2,034	90.6	2,035	90.7
うち 養育費		17,655	100.0	19,123	108.3	16,912	95.8	17,264	97.8	17,445	98.8
うち 面会交流		12,929	100.0	14,127	109.3	12,876	99.6	12,577	97.3	12,986	100.4
うち 子の引渡し		1,578	100.0	1,610	102.0	1,340	84.9	1,370	86.8	1,428	90.5
財産分与		1,746	100.0	1,833	105.0	1,674	95.9	1,879	107.6	1,939	111.1
親権者指定・変更		5,521	100.0	5,160	93.5	4,394	79.6	4,318	78.2	4,410	79.9
扶 養		448	100.0	478	106.7	451	100.7	484	108.0	475	106.0
遺産分割等		12,757	100.0	13,564	106.3	14,371	112.7	15,750	123.5	17,013	133.4
寄与分を定める処分		524	100.0	584	111.5	590	112.6	546	104.2	570	108.8
特別の寄与に関する処分		298	100.0	243	81.5	273	91.6	255	85.6	247	82.9
請求すべき按割合に関する処分		990	100.0	982	99.2	887	89.6	847	85.6	843	85.2
そ の 他		176	100.0	182	103.4	203	115.3	183	104.0	191	108.5
一 般 調 停											
総 数		48,209	100.0	46,977	97.4	44,132	91.5	44,470	92.2	45,036	93.4
婚姻中の夫婦間の事件		41,037	100.0	39,886	97.2	37,528	91.4	37,674	91.8	38,281	93.3
婚姻外の男女間の事件		142	100.0	206	145.1	157	110.6	191	134.5	142	100.0
離婚等に基づく慰謝料		396	100.0	392	99.0	344	86.9	302	76.3	292	73.7
親 族 間 の 紛 争		1,722	100.0	1,751	101.7	1,761	102.3	1,768	102.7	1,796	104.3
離 縁		1,090	100.0	1,216	111.6	923	84.7	1,067	97.9	937	86.0
そ の 他		3,822	100.0	3,526	92.3	3,419	89.5	3,468	90.7	3,588	93.9
合 意 に 相 当 す る 審 判											
総 数		3,076	100.0	2,979	96.8	2,574	83.7	2,495	81.1	2,245	73.0
協議離婚無効・取消し		391	100.0	339	86.7	282	72.1	322	82.4	336	85.9
認 知		1,377	100.0	1,387	100.7	1,233	89.5	1,189	86.3	964	70.0
嫡 出 否 認		450	100.0	375	83.3	290	64.4	303	67.3	378	84.0
親子関係不存在確認		513	100.0	509	99.2	434	84.6	385	75.0	273	53.2
そ の 他		345	100.0	369	107.0	335	97.1	296	85.8	294	85.2

(注) 指数は、令和2年の当該事件に対する百分比である。

第16表 家事調停既済事件数—終局区分別

(家)

区分 年	総件数	調停成立		調停不成立		合意に相当する審判		調停に代わる審判		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成27年	137,601	73,042	53.1	24,742	18.0	1,899	1.4	3,628	2.6	29,476	21.4	4,814	3.5
平成28年	138,701	73,230	52.8	24,799	17.9	2,059	1.5	4,751	3.4	28,568	20.6	5,294	3.8
平成29年	137,194	72,032	52.5	23,875	17.4	1,933	1.4	5,519	4.0	28,145	20.5	5,690	4.1
平成30年	134,079	69,690	52.0	23,163	17.3	1,830	1.4	6,936	5.2	26,743	19.9	5,717	4.3
令和元年	130,519	66,385	50.9	22,517	17.3	1,796	1.4	8,045	6.2	25,609	19.6	6,167	4.7
令和2年	124,346	59,529	47.9	22,552	18.1	1,528	1.2	9,592	7.7	25,145	20.2	6,000	4.8
令和3年	139,190	65,871	47.3	27,402	19.7	1,693	1.2	12,635	9.1	25,068	18.0	6,521	4.7
令和4年	125,428	58,114	46.3	24,848	19.8	1,436	1.1	12,808	10.2	21,948	17.5	6,274	5.0
令和5年	124,332	56,942	45.8	24,824	20.0	1,276	1.0	13,451	10.8	21,486	17.3	6,353	5.1
令和6年	128,163	58,613	45.7	25,587	20.0	1,178	0.9	14,890	11.6	21,379	16.7	6,516	5.1

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第17表 家事調停既済事件数—事件の種類及び終局区分別(令和6年)

(家)

種 別	既済総数	調停成立	調停不成立	取 下 げ	合意に相当する審判	調停に代わる審判	そ の 他
総 数	128,163 (100.0)	58,613 (45.7)	25,587 (20.0)	21,379 (16.7)	1,178 (0.9)	14,890 (11.6)	6,516 (5.1)
別 表	80,730 (100.0)	40,401 (50.0)	11,812 (14.6)	13,886 (17.2)	1 (0.0)	9,709 (12.0)	4,921 (6.1)
夫 婦 同 居 ・ 協 力 扶 助	93 (100.0)	13 (14.0)	41 (44.1)	31 (33.3)	0 (0.0)	3 (3.2)	5 (5.4)
婚 姻 費 用 担 分	21,662 (100.0)	11,409 (52.7)	3,536 (16.3)	4,058 (18.7)	0 (0.0)	1,696 (7.8)	963 (4.4)
子 の 監 護 に 関 する 処 分	34,091 (100.0)	17,501 (51.3)	5,467 (16.0)	5,987 (17.6)	0 (0.0)	2,512 (7.4)	2,624 (7.7)
うち 監護者の指定	2,082 (100.0)	649 (31.2)	563 (27.0)	556 (26.7)	0 (0.0)	55 (2.6)	259 (12.4)
うち 養 育 費	17,557 (100.0)	9,968 (56.8)	2,545 (14.5)	2,312 (13.2)	0 (0.0)	1,676 (9.5)	1,056 (6.0)
うち 面 会 交 流	12,996 (100.0)	6,534 (50.3)	1,994 (15.3)	2,676 (20.6)	0 (0.0)	756 (5.8)	1,036 (8.0)
うち 子 の 引 渡 し	1,418 (100.0)	340 (24.0)	361 (25.5)	425 (30.0)	0 (0.0)	24 (1.7)	268 (18.9)
財 産 分 与	1,888 (100.0)	987 (52.3)	347 (18.4)	349 (18.5)	0 (0.0)	100 (5.3)	105 (5.6)
親 権 者 の 指 定 ・ 変 更	4,371 (100.0)	2,617 (59.9)	367 (8.4)	880 (20.1)	0 (0.0)	279 (6.4)	228 (5.2)
扶 養	500 (100.0)	158 (31.6)	156 (31.2)	140 (28.0)	0 (0.0)	19 (3.8)	27 (5.4)
遺 産 分 割 等	16,216 (100.0)	6,803 (42.0)	1,539 (9.5)	2,149 (13.3)	1 (0.0)	4,848 (29.9)	876 (5.4)
寄 与 分 を 定 め る 処 分	540 (100.0)	223 (41.3)	169 (31.3)	78 (14.4)	0 (0.0)	40 (7.4)	30 (5.6)
特 別 の 寄 与 に 関 する 処 分	310 (100.0)	61 (19.7)	60 (19.4)	142 (45.8)	0 (0.0)	28 (9.0)	19 (6.1)
請 求 す べ き 按 分 割 合 に 関 する 処 分	869 (100.0)	563 (64.8)	78 (9.0)	52 (6.0)	0 (0.0)	152 (17.5)	24 (2.8)
そ の 他	190 (100.0)	66 (34.7)	52 (27.4)	20 (10.5)	0 (0.0)	32 (16.8)	20 (10.5)
一 般 調 停	45,075 (100.0)	18,200 (40.4)	13,280 (29.5)	6,942 (15.4)	5 (0.0)	5,176 (11.5)	1,472 (3.3)
婚 姻 中 の 夫 婦 間 の 事 件	38,406 (100.0)	16,020 (41.7)	10,768 (28.0)	5,509 (14.3)	1 (0.0)	4,866 (12.7)	1,242 (3.2)
婚 姻 外 の 夫 婦 間 の 事 件	142 (100.0)	53 (37.3)	47 (33.1)	33 (23.2)	0 (0.0)	3 (2.1)	6 (4.2)
親 族 間 の 紛 争	1,757 (100.0)	361 (20.5)	803 (45.7)	505 (28.7)	0 (0.0)	16 (0.9)	72 (4.1)
そ の 他	4,770 (100.0)	1,766 (37.0)	1,662 (34.8)	895 (18.8)	4 (0.1)	291 (6.1)	152 (3.2)
合意に相当する審判事件	2,358 (100.0)	12 (0.5)	495 (21.0)	551 (23.4)	1,172 (49.7)	5 (0.2)	123 (5.2)

(注) 1 各欄下段の数字は、当該事件の既済総数に対する百分比である。
2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第18表 調停に代わる審判がされた事件数—事件の種類別

(家)

種別	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	総数		9,592	12,635	12,808	13,451
		1,242	1,393	1,404	1,460	1,510
別表 第 二 調 停	夫婦同居・協力扶助	1	1	1	2	3
	婚姻費用負担	1	0	1	0	1
	子の監護に 関する処分	1,100	1,521	1,439	1,598	1,696
	財産分与	325	343	312	354	349
	親権者の 指定・変更	1,909	2,388	2,585	2,311	2,512
	扶養	500	523	594	605	598
	遺産分割等	66	79	61	73	100
	寄与分を 定める処分	13	19	16	21	26
	特別の寄与に 関する処分	426	385	339	310	279
	請求すべき按 割合に関する処分	24	27	24	20	18
		24	26	27	39	19
		4	7	10	10	5
		3,171	3,893	3,812	4,199	4,848
	一 般 調 停	婚姻中の 夫婦間の事件	254	308	280	254
婚姻外の 男女間の事件		68	73	48	44	40
離婚等に基づく 慰謝料		13	10	16	16	22
親族間の紛争		3	4	10	14	28
離縁		0	1	0	8	0
		133	160	135	141	152
		11	6	8	7	8
		2,416	3,731	4,040	4,321	4,866
		84	128	126	146	140
		0	2	1	4	3
	0	0	0	1	0	
	3	5	5	9	4	
	0	1	0	0	1	
	18	27	15	17	16	
	0	1	1	0	7	
	147	188	184	219	206	
	5	9	4	2	3	

(注) 各欄下段の数字は、当該事件の異議申立件数である。

第19表 家事調停既済事件数－審理期間別

(家)

年	区分	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間(月)
令和元年		130,519	10,107	33,773	40,170	32,888	12,142	1,439	6.3
		(100.0%)	(7.7%)	(25.9%)	(30.8%)	(25.2%)	(9.3%)	(1.1%)	
令和2年		124,346	9,121	25,327	35,466	37,422	15,187	1,823	7.2
		(100.0%)	(7.3%)	(20.4%)	(28.5%)	(30.1%)	(12.2%)	(1.5%)	
令和3年		139,190	9,919	30,267	39,543	37,532	19,047	2,882	7.4
		(100.0%)	(7.1%)	(21.7%)	(28.4%)	(27.0%)	(13.7%)	(2.1%)	
令和4年		125,428	9,260	27,294	36,515	34,354	15,229	2,776	7.2
		(100.0%)	(7.4%)	(21.8%)	(29.1%)	(27.4%)	(12.1%)	(2.2%)	
令和5年		124,332	9,414	26,739	36,084	34,218	15,453	2,424	7.2
		(100.0%)	(7.6%)	(21.5%)	(29.0%)	(27.5%)	(12.4%)	(1.9%)	
令和6年		128,163	9,729	27,847	36,856	35,385	15,840	2,506	7.2
		(100.0%)	(7.6%)	(21.7%)	(28.8%)	(27.6%)	(12.4%)	(2.0%)	

(注) 1 欄の下段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第20表 家事調停事件の平均審理期間(月)

(家)

区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
既済事件	全調停事件	5.3	5.5	5.8	6.0	6.3	7.2	7.4	7.2	7.2	7.2
	別表第二調停	5.7	5.8	6.0	6.4	6.7	7.5	7.7	7.7	7.6	7.6
	別表第二以外の調停	5.0	5.1	5.4	5.6	5.7	6.7	6.8	6.5	6.5	6.5
未済事件	全調停事件	5.1	5.2	5.4	5.6	5.9	6.8	6.6	6.5	6.6	6.5
	別表第二調停	5.6	5.7	5.9	6.2	6.4	7.3	7.0	7.0	7.0	7.0
	別表第二以外の調停	4.2	4.4	4.6	4.7	5.1	5.9	5.6	5.7	5.7	5.7

4 各裁判所調停事件数

第21表 各地方裁判所民事調停事件数(令和6年)

裁判所	新受	既済	未済
総数	3,893	3,895	1,163
東京	1,008	1,019	394
横浜	134	139	67
さいたま	75	67	20
千葉	77	85	24
水戸	45	49	18
宇都宮	17	23	3
前橋	19	17	11
静岡	58	53	24
甲府	7	7	0
長野	39	35	7
新潟	21	21	13
大阪	493	499	183
大京	88	98	49
神戸	125	125	27
奈良	24	23	8
大津	33	27	9
和歌山	10	9	7
名古屋	200	194	76
古津	25	24	5
岐阜	29	32	6
福井	26	29	4
金沢	12	13	1
富山	15	17	5
広島	72	70	10
山口	23	26	8
岡山	48	47	13
鳥取	1	1	1
松江	5	7	5
福岡	382	377	36
佐賀	39	38	2
長崎	56	52	9
大分	42	40	2
熊本	82	81	17
鹿児島	59	62	15
宮崎	36	35	2
那覇	115	112	8
仙台	103	101	6
福島	30	25	9
山形	14	12	3
盛岡	11	10	3
秋田	13	14	0
青森	10	10	1
札幌	67	69	24
函館	3	3	0
旭川	7	9	1
釧路	17	15	4
高松	26	26	3
徳島	16	12	11
高知	14	14	5
松山	22	22	4

第22表 各地方裁判所管内別簡易裁判所民事調停事件数(令和6年)

裁判所	新受	既済	未済
総数	26,278	25,744	7,208
東京	4,501	4,397	1,407
横浜	1,086	1,008	421
さいたま	738	688	253
千葉	706	703	243
水戸	349	327	119
宇都宮	229	212	87
前橋	261	276	71
静岡	691	655	238
甲府	130	129	33
長野	459	472	102
新潟	289	295	82
大阪	2,599	2,558	697
京都	558	529	189
神戸	891	883	314
奈良	177	168	58
大津	307	305	52
和歌山	135	142	40
名古屋	2,091	2,073	395
岐阜	312	307	53
福井	518	527	98
金沢	162	172	28
富山	202	176	63
広島	236	237	30
山口	420	434	109
岡山	280	287	78
鳥取	418	397	148
松江	131	135	24
福井	119	112	38
福賀	1,284	1,276	241
佐賀	132	144	17
長崎	217	203	62
大分	468	414	148
熊本	364	388	64
鹿児島	346	347	78
宮崎	303	300	47
那覇	492	486	126
仙台	562	533	180
福島	421	417	73
山形	255	246	41
盛岡	197	213	33
秋田	145	150	16
青森	163	164	45
札幌	759	781	191
函館	60	53	17
旭川	115	114	24
釧路	168	141	60
高松	230	222	69
徳島	248	191	114
高知	118	118	23
松山	236	239	69

第23表 各家庭裁判所家事調停事件数(令和6年)

裁判所	新受	既済	未済
総数	128,472	128,163	71,041
東京	14,676	15,598	9,688
横浜	8,888	9,127	5,108
さいたま	6,839	6,536	4,250
千葉	6,234	6,223	3,302
水戸	2,646	2,423	1,575
宇都宮	1,900	1,800	1,091
前橋	2,067	2,140	1,070
静岡	3,784	3,517	2,196
甲府	949	826	572
長野	2,057	2,004	1,095
新潟	1,597	1,680	744
大阪	8,968	9,019	5,170
京都	2,671	2,592	1,615
神戸	5,614	5,657	3,243
奈良	1,405	1,342	900
大津	1,576	1,549	855
和歌山	973	986	475
名古屋	7,877	7,811	4,475
古津	1,706	1,765	913
岐阜	1,861	1,956	894
福井	541	567	294
金沢	1,114	1,136	468
富山	895	882	395
広島	3,132	3,128	1,629
山口	1,503	1,445	781
岡山	2,251	2,239	1,137
鳥取	606	548	319
松江	588	532	295
福岡	5,908	5,575	3,439
佐賀	858	891	440
長崎	1,308	1,247	600
大分	1,216	1,252	598
熊本	2,165	2,245	792
鹿児島	1,578	1,683	794
宮崎	1,254	1,239	505
那覇	2,033	1,786	1,312
仙台	2,293	2,255	1,246
福島	1,913	1,984	722
山形	852	902	316
盛岡	1,073	998	504
秋田	696	711	273
青森	987	1,017	409
札幌	3,557	3,626	1,726
函館	381	332	187
旭川	653	608	228
釧路	838	879	331
高松	1,077	1,071	565
徳島	735	763	439
高知	668	672	345
松山	1,511	1,399	721

令和7年5月29日

最高裁事務総局家庭局

令和6年度調停委員協議会机上配布資料（統計資料）につ

いてのお詫びと訂正

令和6年5月30日に開催した調停委員協議会の机上配布資料のうち、令和5年度調停事件統計資料第19表の総数部分において、下記のとおり、数値に誤りがございました。

昨年度、同協議会に御出席いただいた皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしました。ここに深くお詫びし、訂正させていただきます。

記

【誤】

第19表 家事調停既済事件数－審理期間別

(家)

年	区分	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間(月)
平成30年		130,519	10,788	36,048	41,911	33,020	11,046	1,266	6.0
		(100.0%)	(8.3%)	(27.6%)	(32.1%)	(25.3%)	(8.5%)	(1.0%)	
令和元年		124,346	10,107	33,773	40,170	32,888	12,142	1,439	6.3
		(100.0%)	(8.1%)	(27.2%)	(32.3%)	(26.4%)	(9.8%)	(1.2%)	
令和2年		139,190	9,121	25,327	35,466	37,422	15,187	1,823	7.2
		(100.0%)	(6.6%)	(18.2%)	(25.5%)	(26.9%)	(10.9%)	(1.3%)	
令和3年		125,428	9,919	30,267	39,543	37,532	19,047	2,882	7.4
		(100.0%)	(7.9%)	(24.1%)	(31.5%)	(29.9%)	(15.2%)	(2.3%)	
令和4年		124,332	9,260	27,294	36,515	34,354	15,229	2,776	7.2
		(100.0%)	(7.4%)	(22.0%)	(29.4%)	(27.6%)	(12.2%)	(2.2%)	
令和5年		124,332	9,414	26,739	36,084	34,218	15,453	2,424	7.2
		(100.0%)	(7.6%)	(21.5%)	(29.0%)	(27.5%)	(12.4%)	(1.9%)	

(注) 1 欄の下段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

【正】

第19表 家事調停既済事件数—審理期間別

(家)

年	区分	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間(月)
平成30年		134,079	10,788	36,048	41,911	33,020	11,046	1,266	6.0
		(100.0%)	(8.0%)	(26.9%)	(31.3%)	(24.6%)	(8.2%)	(0.9%)	
令和元年		130,519	10,107	33,773	40,170	32,888	12,142	1,439	6.3
		(100.0%)	(7.7%)	(25.9%)	(30.8%)	(25.2%)	(9.3%)	(1.1%)	
令和2年		124,346	9,121	25,327	35,466	37,422	15,187	1,823	7.2
		(100.0%)	(7.3%)	(20.4%)	(28.5%)	(30.1%)	(12.2%)	(1.5%)	
令和3年		139,190	9,919	30,267	39,543	37,532	19,047	2,882	7.4
		(100.0%)	(7.1%)	(21.7%)	(28.4%)	(27.0%)	(13.7%)	(2.1%)	
令和4年		125,428	9,260	27,294	36,515	34,354	15,229	2,776	7.2
		(100.0%)	(7.4%)	(21.8%)	(29.1%)	(27.4%)	(12.1%)	(2.2%)	
令和5年		124,332	9,414	26,739	36,084	34,218	15,453	2,424	7.2
		(100.0%)	(7.6%)	(21.5%)	(29.0%)	(27.5%)	(12.4%)	(1.9%)	

(注) 1 欄の下段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とまらない場合がある。

以上